

## 小児外傷救急医療体制に関する検討会 設置要綱

## (目的)

第1条 大阪府の救急医療体制の充実強化を図ることを目的として、平成29年度に行われた「三次救急医療体制のあり方に関する検討部会」答申における、小児外傷の搬送困難症例に関する救急搬送及び受入体制について詳細検討を行うため、有識者による「小児外傷救急医療体制に関する検討会」(以下、「検討会」という。)を設置する。

## (検討)

第2条 検討会は、大阪府の要請に応じ、次に掲げる事項について必要な検討を行う。

- (1) 救急搬送データを用いた検討
- (2) 受入体制の検討
- (3) その他目的達成のための必要な事項

## (構成)

第3条 検討会の委員は、大阪府救急医療対策審議会、府内の救急医療施設、消防機関、大学及び行政機関等に属する者、必要な専門的知識及び技能を有する者で構成する。

## (運営)

第4条 検討会は、座長が招集し、議事進行を行う。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、検討会への出席を求めることができる。
- 4 座長は、自らが検討会に出席できない場合、自らの代理人として、あらかじめ事務局の了解を得た有識者等を出席させることができる。

## (会議)

第5条 検討会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

## (守秘義務)

第6条 検討会の委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

## (実費弁償等)

第7条 大阪府は検討会の委員に対し、謝礼及び実費弁償を行うことができる。

## (事務局)

第8条 検討会の事務局は、大阪府健康医療部保健医療室医療対策課において処理する。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本制度の運用について必要な事項は、大阪府において別途定めるものとする。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年1月●日から施行する。